

## 社会福祉法人友愛会役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛会の理事・評議員・監事（以下「役員」という。）の報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会の出席)

第2条 理事・評議員・監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、旅費手当として別表1. に示した金額を支給する。

(役員報酬)

第3条 理事・評議員・監事が、法人及び施設運営のため、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、理事長がその実態に応じて報酬及び旅費手当等を算出し支給する。

2. 理事が法人及び施設運営のため、その業務に常時勤務する場合には、その報酬として評議員会で承認を受けた額(別表3)を支給する。
3. 決算時における監事監査時の旅費手当については、別表2. に示した金額を支給する。

(その他)

第4条 この規程に定められていない事項については、評議員会において協議し決定する。

(附 則)

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

(別表1.)

名 称	報 酬	旅費手当
理事会・評議員会・監事	な し	5, 0 0 0円

(別表2.)

名 称	報 酬	旅費手当
監事監査	な し	5, 0 0 0円

(別表3.)

名 称	報 酬	旅費手当
常勤理事長	月額 100,000 円	
常勤理事	月額 50,000 円	

※施設職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、別途支給される